	に該当する場合に 限名。) (三)所贈問題では るもの(職題では のための職員の行 治の制限の特別に 関する系が第2条 第1号立の人職解 に専会する複数の 特別に関する表規則 第2条の表第9号 か当第1号までの 事は会当する場合に限名。)					
称制 休 暇急で関する条例(平 成6年鳥取	1 同条例第2条第5 項の規定による連絡 時間の変更の承認の 申請					
号) に基づ く知事の権 限に属する・	2 同系外第4条第2 項の規定による人事 委員会との紡績 3 同系外第7条第1					
	項以第3項の規定 による維御制制以は 休憩時間の変更の承 認の申請					
務制 休 暇急で関す る規則で基	1 同規第4条第3 項が規定による人事 委員会との紡績			五 職員の勤 務制 休 暇等に関す る規則に基		
が、地域では、 を事務	2 同規則の係の表 第2号に該当する場 合に対ける体験の承 認 (一) 次長等又は地 方機関の長ご係る もの (二) 課長等ご係る もの (三) (一)及び(二)			づく知事の 権限に属す る事務		
	以外の職員ご系る もの 3 略				<u>1</u> 略	
	4 同規則第28条の規 定による週末日等の 別段の定めの第一又 は承認の申請					
十一 略				<u>六</u> 略		
<u> </u>				<u>七</u> 略		
<u>士三</u> 略				<u>八</u> 略		
十四 職員団体のための職員の行うの制限の持ちの制限の持ちが発のがある。 祭列に基づく知事の権限に属する事務	1 同務例第2条第1 号の規定による職員 の職務、事念する義 務の免除					
	1 同規第4条第1 「取規立よる適動 手当に移る確認かり に対定及化位定					
	1 同規則第6条第1 項の規定による住居 手当に係る確認がい に決定及び決定					

規則第33 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務									
十七 単鳴赴 任手当する 総式明す平成 2年無長第 1 人規則 より 規則 より 場別 (事の) に属する 事務	赵王亨当公系3桶家 並以公共定及以收定								
十八、知事等 の基準に関する規則 する規則 (昭和3年 第24号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	金額決定								
十九 職員の 退職手当の 支給ご関す る規則(昭						九 職員の退 職手当の支 給ご関する 規則(昭和			
和51年鳥取						51年鳥取県	1 略		
県規第25 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務						規則第25 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務			
	4 同規第7条の規定による在職票の交付								
	5 同規則第8条第2 項が規定による失業 者國制計当党給資格 者証の交付								
	6 同規第9条第2 号の規定こよるやご を得な、と認める受 総排修延長生かが 認								
	7 同規第10条第4 項の規定による受給 期間延長・連の交付								
	8 同期第12条の規 定こよる基本手当に 相当する國籍手当の 支給日の指定								
	9 同規則第3条第2 項(同規則第24条に おいて準用する場合 を含む。)の規定に よる待期日数の間に おける失業の認定								
	10 同規則第13条第4項(同規則第21条において準用する場合を含む。)の規定による失業の認定及び支給の制限を行うべき事実の有無の確認								
	11 同規第4条第1項が規定よる公共職業服券の受講の								

	12 同規則的条の2 第2項の規定による 失業週間子当等年齢 受給資格監び交付 13 同規則配分第2 項の規定による失業 週間子当等呼降給資 格客証の交付			
二十 地子/ 営企業等の 労働貿和 関する計画 (昭和12年 法事第288 号)に基二 く知事の相 限し属する 事務	1 労働協計の経験			
二十一 現勝 職員就業制 則(昭和は 年無取票制 則第7号) に基づく知事の(福見の) 属する事料	職員の進済利制等の 決定			
二十二 現勝 職員の給告 に関する   財 則 に   田	の級の決定 2 同期第3条の2 の規定による階級等 の決定			
属する事態 <u>二十三</u> その	3 同規第4条の規 定よる遺態手当の 支給総配び週間手 当の金額が決定		土 その他の	D 略
他の事務			事務 給一 地方公務 両 員おご基づ	8 1 同法約7条第1項 プロが規定しより任党さ
		Çili	室 く知事の権限に属する事務	5 定 (一) 課長又はこれ は相当する職以上 の職が期間は係る もの
				<ul><li>(二) 課題補充又はこれに指当する職の職員に済みもの</li><li>(三) (一)及び八二) 以外の職の職員に係るもの</li><li>(係るもの)</li></ul>
				2 同法報2余第21項 に規定する編帯が任 用職員(田東限が 1月末衛の書を終 く。)の給与の共定
			二 地方自台 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	艮 (一) 就田こついて
				職員以内の教刊機関の委員 (三) 専門委員 (四) 地方/39編末 第3条第31章第3 号に規定する特別 職の職員(人事類 係事好持続要領 3の(1)のイの (イ)に該当する非常勤職員に限 る。)に係るもの

与ばする 条例(昭和	1 同条列第4条の規 定よる <del>界総等の決</del> 定					
26年課収票 条例第3 号)に基づ く知事の権 限ご属する 事務	2 同条列第16条の7 の規定はる強制を 当の支給終節の決定					
四 職員の給 与の支給に 関する規則 (既127年 無128人事	1 同規第2条第2 項の規定による給料 の支給期日の変更に 係る承認の申請					
五 職員の初 任給、昇 格 飛締 の基準で関 する規則	1 同規第8条第2 項の規定による昇格 基準によることの承 認の申請					
(略取年 無限人事 委員会規則 第0号)に 基づく期事						
の権限に属する事務	3 同規則第20条の規定よる結合が補正及が訂正は系の承認の申請					
六 職務に専 念する義務 の特別に関 する条例 (昭和26年	1 同条列第2条の規 定による職務に専念 する義務の対象の承 認 (一) 次長等(次長					
無収集系列 第5号)に 基づく知事 の権限に属	及びこれに相当する職の職員をい る職の職員をい う。以下給与室の 項において同					
する事務	じ。)及び地方機関の長(総合事務所長を除く。以下給与室の頂において同じ。)に係る					
	もの(職名に専念する義別が特別に 関する規則第2条の表第9号から第 11号までの事由に 該当する場合に限					
	る。) (二) 課長等(課長 及びこれに相当す る職の職員をい う。以下給与室の					
	項において同じ。)に係るもの (職務に専念する 義務が特別に関す る規則第2条の表					
	第9号から第1号までの事由に該当する場合に限る。) (三) 所属総員ご係るもの(職員団体					
	のための職員の行為の制限の特別に関する条列第2条第1号近の計職務に専っても					
	特別に関する規則 第2条の表第9号 から第1号までの 事由に該当する場 合に限る。)					
ナ 勝昌の動	1 同条例第2条第5					

暇等は対する条例(平	時間の変更の承認の					
成6年鳥取 県名列第35 号)に基づ く知事の権	2 同条列第4条第2 項の規定による人事 委員会との協議					
限に属する事務	3 同条列第7条第1 項又は第3項の規定による基別分割では による基別分割では 体制制で変更の承認の申請					
八 職員の勤 務制 休 暇等に関する規則に基	1 同規第4条第3 項が規定による人事 委員会との協議					
	2 同規則第6条の表第2号に該当する場合における体制の承認(一)次長等又はか方機関の長ご系るもの(二)(三)(一)及び、二)以外の期間ご系るもの					
	3 同規則第28条の規定よる週末付等の別段の定めの許可又は対認の申請					
九職員団体のための職員の行為の制限の特別に関する条例に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1号の規定はる階級にあるする義務の対象をする義務の対象					
十 選押当 の支給は関則 する規則 (略服3年 無異会法)に 基づく知事 の権限 する事務	1 同規則第4条第1項が規定というでは、1 同規則第4条第1項が規定というでは、1 可が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対					
十一 住居手 当に関する 規則(昭和 49年課限票 人事委員会 規則第33 号)に事の権 限に属する 事務						
十二 単身む 任尹当の支 給理(平成 2年 長 1 月 1 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日						
十三 知等 の退制当 の支給ご関 する規則 (昭昭7年 無取課則 第4号)に	1 同規第3条の規 定よる <del>関節1当</del> の 金額の決定					

基づく知事の権限に属する事務						
十四 職員の 退制計当の 支給ご関す る規則に基						
	2 同規則第6条(同規則第21条にないて準用する場合を含む。)の規定による退職の交付					
	3 同規第7条の規 定よる在職票の交 付					
	4 同規第8条第2 項の規定による失業 者理解予受給資格 者証の交付					
	5 同規第9条第2 号の規定によるやむ を得ないと認める受 維用能長野生の決定					
	6 同規則第10条第4 項の規定こよる受給 期間延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	7 同規則12条の規定よる基本手当に相当する。関制手当の対抗					
	8 同規則第13条第2 項(同規則第21条1 おいて準用する場合 を含む。)の規定に よる行制日数の間に おける失業の認定					
	9 同規則第13条第4 項(同規則第21条に おいて等用する場合 を含む。)の規定に よる失業の認定及び 支給の制限を行うべ き事実の存無の確認					
	10 同規第14条第1 項が規定による公共 職業派業の受講の					
	11 同規第19条の2 第2項の規定はる 失業風転当高中齢 受給資格部の交付					
	12 同規則第20条第2 項の規定による失業 退制手当等列受給資格搭証の交付					
十五 地方公 営企業等の 労働関系に 関する法律 (昭和27年 法律第289 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 労働流の締結					
十六 現業職	職員の運搬制制等の 決定					

				の権限に属する事務	
				員の給与に 関する規則 (昭和32年	の級の決定 2 同規則第3条の2 の規定による <del>開始的</del> の決定
業	略		<u> </u>	略略	当の金額の決定
務効率推進課	二 鳥取県事務近野都限規則に基づく知事の権限に属する事務	項及び第0項が規定 による課本金長等に 専大させる事項の報 告の受理	- 影交	カニ 原収事 系の理解 規則に基づ	による課 <u>が全長等</u> に 事決させる事項の報 告の受理
	略	I RS	_	略	略
財	略				
源確保推進課	二 川泉南 舎部野県) に基づく知 事の権限に 属する事務	(一) 略 (二) (一)以外のも の	- <u>源</u> 研 <u>传</u> 室	二 原观宿	(二) (一)以外のも の (1) 略 (2) 東京都に所
-	三 その他の 事務	1 未利用権( <u>財際</u> <u>確保権場別</u> 所管す  もちのに限る。)の 管理に関する事務 (一)及び(二) 略		三その他の事務	) 1 未利用雄( <u>比原</u> <u>確保室</u> が所管するも のご限る。) の管理 に関する事務 (一)及び二) 略
職員人材開発センタ	— その他の 事務	1 補助金及び会計に 関する事務 (一) 職員人材開発 センター所長の名 において処理する ことが適当であ り、縁発展が別 に定めるもの	- 皇 溢 研 明	事務	1 補助金及び会計に 関する事務 (一) 自台研修所長 の名において処理 することが適当で あり、総発限が 別に定めるもの
<u>9</u> _		2 庁舎管理は関する 事務(職員と対理形 センターの庁舎又は 構内におけるものに 限る。) (一)及び、二) (三) 原現県県育地 等における信頼庫 の放置に対する措 置に対する条例報限 に属する事務のう ち次に掲げるもの (1)-(7) 略 (8) 同称卵第7 条第11節が規定 によるが置き表 車の方 渡し (9) 略			2 庁舎管理「関する 事務(自治研修所の 庁舎又は構攻における ものに限る。) (一)及び二) (三) 原以県原科也 等における計画 当に対する計画 当に対する外層限 に属する事務のうち次は得がるもの (1) - (7) 略 (8) 同条が第7 条第1項が規定 による廃物の認定 定 (9) 略 (10) 同条が第8 条第1項が規定 によるが鑑画動車の処分 (11) 同条が第8 条第2項が規定 による告示

	(11) 同条例第7 <u>条第41項</u> が規定 によるが置き動 車の <u>子 渡 し</u> (12) 同条例第8 条の規定しよる 費用の請求				(12) 同祭例第8 祭第3項の規定 によるが置き加 車の処分 (13) 同条例第9 祭の規定による 費用の論求		
福 <u>利</u> 厚生課			福 利 月 生 至				
中山間地域振興課			在 山 間 地 超 抵 興 室 ] 情 奏 政 策 說	一電子を ると では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の規定による失対情報等の提供を求める届出の勞里  2 同法第7条第4項の規定による提供を行うに当たって合意しておくべき事項に		
					10 同法報8条第1項の規定による認識事務を行かせることとした旨の総務状在への報告及びその旨の公示		
					の規定による指定認 証機期の名が等の変 更の届出の受理 12 同 起税8条第 3 項 の規定による公示		

				証機関之対する意見 14 同法第3条第2項			+	
				の規定による指定認証機関に対する意見				
				15 同去第43条第3項 の規定による事業報 告書等の受理				
				16 同法第6条第2項 の規定による指定認 証機界で対する計置 命令				
				17 同法第47条第2項 の規定による指定認 証事務の実施の状況 に関する必要が発生 の要求及び指定認証 機関の事務所に対する立人検査等				
				18 同法第48条第3項の規定による認正事務第の全部以よ一部の休止以は第14の許可についての意見				
				19 同芸第8条第4項の規定による経験大臣からの適いの受理				
				20 同法第9条第3項 の規定による総務大 臣からの指定の取り 消し等を命じた旨の 適取の受理				
				21 同去第20条第1項 の総証事務行みせ ないこととする旨の 適知				
				22 同去第0条第2項 の規定による経済大臣への報告及び公示				
				23 同共和5第3項の規定による網外 を対応・の対応で受けた を対応である。				
				24 同芸第6条第2項の規定による署名検証省に対する報告の要求				
				25 同去第7条第1項 の規定による運用規 程の作成及び必表				
				26 同共和7条第2項の規定による市町村長からの意見の徴収				_
			二 住民基本 台帳おご基 づく知事の 権限に属す	2項の規定による指 定構処理機関で対				
			る事务	2 同去第20条の22第 21項の規定による指 定計算処理機関への 報告の要求及び立入 検査				
		総合事務所 長					 	

課際	限に属する	(同去第25条第5項	ı		1	I	1	1	長
	<b>野</b>	及び第34条第5項こ							IX.
		おいて準用される場合を含む。)の規定							
		による認証の申請こ 係る公告							
		3 同去第25条第3項							総合事務所
		の規定による定款の							長
		変更の認証							
		4 同議31条第2項 の規定にお装定非							総合事務所 長
		営利:番法人の解散 の認定							
		5 同去第2条第2項							総合事務所
		の規定はる残余財							長
		産の譲度の認正							
		6 同議34条第3項 の規定による特定非							総合事務所長
		営利理法人の合併							ix.
	-	の認証							
		7 同議41条第1項 の規定よる業務							総合事務所 長
		しくは排産の状況に							
		関する報告の徴収 は立入検査の実施							
		8 同共42条の規定							総合事務所
		による特定制営利活 動法人に対する改善							長
		命令							
		9 同共第43条第1項							総合事務所
		及び第2項の規定に よる特定非営利活動							長
		法人の設立の認証の							
		取肖し							
	息取制 新播促	1 同規第7条第3 項式記する閲覧を							
進	<b>街街街油</b>	行わない日の指定							
年	則(平成10 下鳥取県規	(一) 協動連携能態 課の所管は系るも							
	(原4号) ご基づく知	の (二) (一)以めも							総合事務所
事	事の権限こ 属する事務	σ , , , ,							長
l l		2 同規第7条第4							
		項の規定による閲覧 の中止の命令							
		(一) 協動連携能生 課の所管は系るも							
		Ø							
		(二) (一)炒めも の							総合事務所 長
子一	に見る	1 同議6条の3第			+				
育法	おこ基づく	1項の規定による里							
	事の権限 に属する事	親の認定			$\perp$				
援務		<ol> <li>同去第11条第4項の規定による里親へ</li> </ol>							
室 の	加門事務	の構の提供の業							
	ご係る <del>も</del> の 舒除く。) -	務は多事の委託							
		3 同様17条第4項 の規定による児童委							総合事務所 長
		員の指載習							LX.
		4 同議18条の8第							
		2項の規定による保 育士調象の実施							
		5 同議18条の18第 1項の規定による保							
		13 HOW THE CONTRACT	- 1	1 1					
		育士の登録							
	-	育士の登録 6 同去第18条の18第							
	_	育士の登録							

	i				
1項の規定による保育士の登録の取消し					
8 同法第18条の19第					
2項の規定による保 育士の登録の取消し 又は将音士の名称の					
使用の <u>停</u> 上命令					
9 同議18条の20の 規定による保育士の 登録の消除					
10 同去第20条第1項 の規定こよる療育の 給付					総 <del>合事</del> 所 長
11 同芸第21条の3第 1項の規定による診 療体容等の審査及び 診療機制の額の決定					
12 同芸乳4条の3第 4項が規定による診 療団が支払に関す る事務の委託					
13 同接21条の4第 1項の規定による指 定療育機関の管理者 に対する報告の要求 及び診療業の検査					
14 同芸学1条の4第 2項の規定による診療機関の支払の一時					
差比が 15 同法第21条の5の 規定による医療の給 付等					総合事務所長
16 同芸紀(条の)(の) 4の規定による市町 村長への)蘇い					総合事务所長
17 同去第22条第1項の規定による助産施設における助産の実施					長
18 同芸第23条第1 項が規定による母子 生活対策値段におけ る1保護					長
19 同議党系の7第 11第第3号及第2 1第4号、第5条の 8第4号並化完第6 条第11第5号の規 定よる児童自立生 活類が実施の報告 の受理					児童暗新
20 同去第27条第1 項 第2項及び第5 項にがに第27条の2 第1項が規定による 児童の措置等					長
21 同議27条の3の 規定による家選判 所への送数					児童相談所 長
22 同議28条の規定による保養者から隔離が措置					児童相談所 長
23 同法第29条の規定による児童の住所等への立入調査の実施及び場分を証明する証票の交付					長

及び第2項の規定に	1	I		1	1	ı	1	ı	長
よる同思性の配出 の受理			_						
25 同芸第30条の2の 規定による児童の保 調ごし、「ての指示及 ひ解告の徴収									<i>b</i> 1
(一) 町村の区域こ 所在する助産施 設 母子生志対援 施設 保育所及び 児童學生施設の長 に係るもの (二) 市の区域に所									長
在する財産が 母子生活支援施 設 保育所ない児 童學生施度の見こ 係るもの (三) 小規模指型 児童節事業を行									児童性が長
ラ者 里親(同去 第27条第11第3 号の規定により委 託を受け、生親に 限る。)及び(一) 及び(二)以外の児 蓄線施能の長述 びに可法第30条第 1項よ規定する者 に係るもの									
26 同芸部1条の規定による在所開め延長									児童相談所 長
27 同芸33条第2項 の規定よる1 <u>筆</u> の 一時保護									児童相談所 長
28 同議33条第4項 の規定よる一時保 護期間の延長									児童相談所 長
29 同芸33条の6第 1項の規定による児童自立生活制事業 を行う者への登録 ひままり									長
30 同去第33条の6第 2項の規定による申 込書の受理									児童相談所長
31 同去第33条の6第 3項の規定による連 絡及び調整									児童相談所長
32 同去第3条の6第 4項の規定による申 込みの推奨									児童相談所 長
33 同去第33条の6第 5項の規定による情報の提供									児童相談所 長
34 同去第33条の14第 1項の規定による事 実確認のための措置									児童相談所長
36 同去第33条の14第 2項の規定による保 護を図るための計置									児童相談所 長
36 同去第33条の14第 3項の規定による通 知の受理									児童相談所長
37 同去第33条の15第 1項の規定による通 知の受理									児童相類 長
38 同去第33条の15第 2項の規定による児 童副山産義会への報									

告	[					
39 同 <i>接</i> 33条の6の 規定による措置等の 公表						
40 同法第4条の3の 規定により提合立 生活銀事業収却小 規模注定型理義育 事業に係る届出の受 理						長
41 同法第4条の4第 1項の規定による報告の徴収又は立入検 査等の実施						長
42 同芸部4条の5の 規定こよる事業の制 限又は刳上の命令						
43 同 <i>送</i> 第4条の11の 規定による一時動か り事業に係る届出の 受理						
44 同法第34条の13第 1項の規定による報告の徴収以は立入検 査等の実施						
45 同 <i>議</i> 34条の13第 3項の規定による措 置命令						
46 同送34条の13第 4項が規定による事業が制限又は停止の 命令						
47 同法第3条の4の 規定による家庭が保 育事業は係る届出の 受理						
48 同法第34条の16第 1項の規定による報告の劉双は立入検 音等の実施						
49 同去第34条の16第 3項の規定による措 置命令						
50 同送第4条の16第 4項の規定による事 業の制限又は導上の 命令						
51 同議34条の18の 規定よる養育里親 名簿の作成						
52 同去第34条の19第 2項の規定による養育里第名第からの抹 消						
3 同式第5条第41項 の規定による児童暗 油価銀の投置の総可 (一) 呼呼の区域に 所在する助産的 設 保育所及が見 童學士施設づ係る もののうち、一部 変更づ係るもの (二) (一)以外のも の						総合事務所長
54 同 <i>法</i> 第5条第7項 の規定による問題福 祉艦の休廃止の承 認						

55 同共第46条第1項							
の規定による報告の							
倒収込の関係者への							
実施							
(一) 保育所及び母							総合事務所
子生活技援施处址							長
び世内の区域に							
所在する助産施設							
及び児童厚生施設							
に係るもの							
(二) 乳除、児童							児童相談所
養養 情報							長
害児短期治療施							
設児童自立支援							
施奴の豊家庭							
支援センターに係							
るもの							
(三) (一)及び(二)							
以かのもの		_		_	_		1
56 Ei+***	77	十	寸	$\neg$	$\top$		
56 同共第6条第3項							
の規定による必要な							
改善の制造及心命令 (一) 保育所及心母							総合事務所
(一) 保育的及0母子生活技術能量							長
子田立境態型 びごでいる							iX.
所在する助産施設							
が任9 るり国権党 及び児童厚生施設							
及の発動学主権政 に係るもの							
(二) 乳腺児童							児童相談所
養養態、情種							長
害児短期治療施							
設児童自立支援							
施吸い電家庭							
支援センターに係							
る <del>も</del> の							
(三) (一)及び(二)							
以かのもの							
	+	+	$\dashv$		-		
57 同去第46条第4項							
の規定による事業の							
停止の命令							
	++	+	+	-+	-		
58 同共第47条第1項							児童相談所
の規定にる縁ば							長
譜の許可							
	++	+	$\dashv$	-+	-		
59 同去第56条第2項							総合事務所
の規定による費用の							長
<b>律知又</b>							
	++	+	+	-+	+		+
60 同去第56条第3項							総合事務所
の規定にる暗愕							長
に応じて定める額の							
<b>律知又</b>							
	++	+	+	-+	+		1
61 同去第56条第5項							総合事務所
の規定による医療機							長
関こ支払うべき旨の							
命令							
	++	+	$\dashv$		+		+
62 同去第6条第7項							総合事務所
の規定による医療機							長
関に支払わなかった							-
額の程料又							
	$\perp \perp$	$\perp$			_		
63 同去第56条第8項							総合事務所
の規定にる資料の							長
の規定しても資料の 徴以等							
\	$\perp \perp$	$\perp$	$\perp$	$\perp \perp$	$\perp$	Ш	<u> </u>
64 同共38条の規定	$+$ $\top$	T	T	T			
はる児童副態度							
TELEST PENT TOTAL							
の設置の認可の取消	$\perp$	_	_	_			
の設置の認可の取消し		十	$\neg$				
L		- 1	- 1	1	- 1		
し 65 同 <del>法第</del> 9条第1項		- 1	- 1	- 1		1	
し 65 同 <del>は第</del> 9条第1項 の規定による施設の							
し 同去第9条第1項 の規定こよる施設の 設置者等からの報告							
66 同法第9条第1項 の規定による施設の 設置者等からの報告 の徴収以事務所等							
し 同去第9条第1項 の規定こよる施設の 設置者等からの報告							
66 同法第9条第1項 の規定こよる施設の 設置者等からの報告 の徴収以事新等 への立入調査の実施							
66 同法第9条第1項 の規定による施設の 設置者等からの報告 の徴収以事務所等							
66 同法第9条第1項 の規定こよる施設の 設置者等からの報告 の徴収以事新等 への立入調査の実施		+					
66 同		+					

1					1	
	67 同 <i>技</i> 第9条第4項 の規定による推信に 従わなかった旨の公 表					
	68 同法第9条第5項 の規定よる事業の 停止又ば確め界鎖 の命令					
	69 同芸第9条の2第 1項及び第2項の規 定による届出の受理					
	70 同芸第9条の2の 5第1項の規定によ る報告の受理					
	71 同芸第9条の2の 5第2項の規定によ る公表					
関連を開いて開発の関係を表する。	1 同令第1条第2項の規定はる援助等が必要な者の認定					児童相談所 長
						長
	3 同令第3条の規定 による居主恢更の 通知					長
	4 同令第3条の規定 による記憶部計施設 の実地の検査 (一) 保育所及以母 子生形式類態処 以に運門的の図報に 及び児童原主施設 に係るもの (二) 乳門院 児童					総合事所 長
	養養値段 「養物」 害児短期治療施設、児童自立支援施設など児童家庭 支援センターに係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの					Ę
法施计划	録簿の訂正					
11号)に基	2 1に掲げるもの以 外のもの					長
うででは、						児童相郷 長
準(平成4 年厚生労働 省令第116 号)に基づ く知事の権 限ご関する 事務	の受理					児童相談所 長
の防止等に 関する法律	及び第9条の2第1 項の規定による身分 を証明する証票の交					長
	<ol> <li>同議8条の2第 1項の規定にる出 頭の要求</li> </ol>					児童相談所 長
	3 同議8条の2第					児童相談所

1 1	2項の規定による出	ı	ı	ı	1	1 1	1	長
	頭を求める際の書面による告知							
	4 同志第8条の2第 3項の規定による出 頭の求めに応じない 場合の立入調査等の 実施							長
	5 同様9条第1項 の規定はる9種の 住所等への立入調査 等の実施							児童相談所 長
	6 同議9条の2第 1項の規定による児 童司半の再出頭要求							長
	7 同議9条の3第 1項の規定はる児 童警や疑いある 児童の併停の職象 又と認い強の捜索							長
	8 同様9条の3第 2項が規定よる臨 検又は繋続づ係る必 要な調査等							長
	9 同去第9条の3第 3項の規定による同 条第1項の許可状を 請求する際の資料の 提出							長
	10 同2第9条の3第 5項が規定による同 条第1項の第中状の 交付							児童相談所 長
	11 同法第1条第3項 の規定はる指導を 受けない保護者に対 する勧告							
	12 同芸第11条第4項 の規定による同条第 3項の推告に従っな い場合の必要は措置							長
	13 同芸第2条の4第 1項の規定による保 護者へのは、が、等 の禁止命令							
	14 同去第12条の4第 2項の規定によるは いかい、等の熱上命令 の期間の更新							
	15 同去第12条の4第 3項の規定による聴 聞の実施							
	16 同法第12条の4第 4項の規定による命 令書の交付							
	17 同 <i>芸</i> 第2条の4第 6項の規定による命 令の取消し							
	18 同芸第3条の規定 による児童福祉同等 からの意見の聴取							長
	19 同議(3条の4の 規定による児童副士 審議会への報告							
六 売都加 法(昭和 年法律第 118号)に 基づく知事	女子の保護性のた めの必要は措置							婦人相談所 長

の権限に属する事務	2 要器数子の一時 保護の決定				婦人相類所 長
らの暴力の 防止及び被 害者の保護 に関する法 律(平成13 年お津第31 号)に基づ	1 同議3条第3項 の規定は各配階 からの暴力が防止及 現態書を分保護のた めの必要は措置 2 被害者の一時保護 の決定				中部総合事務所長 西部総合事務所長 西部総合事務所長 婦人相談所 長 婦人相談所
	1 同法第13条第1項 及0第3項(同法第 22条第1項よれて 準用する場合を含 む。)の規定による 資金の貸付かの決定				総合事務所長
	2 同法第4条(同去第2条第3項よれ)で準用する場合を含む。)の規定による母子副団体に対する資金の貸付けの決定				
	3 同様22条第1項(同様23条第4項(同様23条第4項(同様23条第4項(同様23条第4項) の規定による母子譲続手に常生も対象事業を行う者に対する報告の誘球以ば開発しくは事務所の立人検査の実施				
_	4 同議2条(同法 第3条第4項点) で押する場合を む、)の規定はる 母子報題日常生活 支援業の制収以は 停止の命令				40\
	5 同共約1条の規定 による給付金の支給 の決定				長
	の規定による修学資金の交付の停止又は				総合事务所長
	2 同令第12条(同令 第28条において準用 する場合を含む。) の規定による修学資 金等の貸付かの停止 の決定				総合事務所
	3 同令第3条(同令 第2条において準用 する場合を含む。) の規定による資金の 貸付けの得止の決定				総合 <del>事</del> 狎所 長
	4 同令第15条第1項 第3号(同令第38条 において準用する場合を含む。)の規定 による母子副団体 に対する承認				
	5 同令第15条第2項 第1号(同令第38条 において準用する場 合を含む。)の規定 による母子副団は本 からの報告の徴収及				

	び事务所等への立入 検査の実施						
	6 同令第16条(同令 第38宗において準用 する場合を含む。) の規定による領対金 の一部議員の決定 (一) 母子副田(如 に係るもの (二) (一)以外のも の					総合事務所長	
	7 同令第7条(同令第3条はれて準用する場合を含む、)の規定はる整金の規収金額の規定(一) 母子副団体に系の整金に係るもの (一)					総合事務所長	
	8 同令第19条(同令 第38条において準用 する場合を含む、) の規定による傷量金 の支払の猶予の決定 (一) 母子(急間対 に係る(傷量金に係 るもの (二) (一)以外のも の					総合事務所長	
	9 同令第29条の規定 による給付金を支給 する教育訓練の指定					総合事務所	
手当却基							
づく知事の 権限に属す る事務	定 2 同鎌8条の規定 による手当の額の改						
	定 3 同法第4条の規定 による支給の停止						
	4 同 <i>議</i> 15条の規定 による支払の一時差 止め						
	5 同様(条の規定 による <del>大文(手当</del> の 支払の決定						
	6 同議29条の規定 による質問、書類等 の掲出の命令及ひ診 断の命令						
	7 同議30条の規定 による資料の掲げ要 対等						
	8 同議的条の規定 による手当の支払の 調整						
祉法(基づく知事の権限に属する事務(子育て支援経済	2 福山宋建果が頂の 一の7、9及が1の (二)に掲げる事務						
	1 市町村への助成こ					総合事所	

児手当助成 条例(昭和	係る事務									長
47年鳥取県										
条例第5										
号)及U災 害遺野当										
助烧例施										
行規則(昭										
和7年鳥取 県駅第15										
号)に基づ										
く知事の権 限に属する										
事務										
十三 鳥駅県	1 同条例第3条の規									保育事門
立解朝門	定にる入学の許可									院長
学院が設置及び管理に										
	2 同条例第7条の規									保育門
(昭成9年 鳥取県条例	定よる授業人 学選友子数級び入									院長
第16号)に	学物源的									
基づく知事の権限に属										
する事務										
七四 無別県	1 全での事務									保育門
立紹朝門										院長
学院学則 (昭和53年										
<b>鳥取県</b> 規則										
第16号) に基づく知事										
をとれま										
する事務										
	1 同議4祭1項									
育法を基づ く知事の権	の規定ことる私立学校の設置及び廃止									
限に属する	設置者の変更等の認									
事務(私立 幼稚園に係	可									
	2 同議10条の規定									
少年・文教 課の所掌事										
務に係る	出の受理									
ものを除	2 = + + + + + + + + + + + + + + + + + +									
へ。) (中成 る。)	3 同議3条の規定による私立学校の閉									
	鎖の命令									
	1 同議6条の規定									
校出を基づ く知事の権										
限に属する	計その他は関し必要									
事務(私立										
幼園ご係 るもの(青	求									
少年・文教										
課の所学事 務に係る										
ものを除										
く。) ば限 る。)										
-	1 = +									
	1 同様12条第1号の規定による学校去									
法を基づく										
知事の権限 に属する事										
務(私立幼										
	2 同去第4条第2項の規定による学校去									
ತ್ಯ )	人の財務情間で関す									
	る書類及び収支予算 書の届出の受理									
	3 同議(4条第3項									
	の規定による監査報									
	告書に記載する事項 の指定及び監査報告									
			i	l .	1	ı	Ì	ı	1	ı
	書の添付を要しない									

40年お書第 141号)に 基づく知事	未満の乳息の出生の届出の受理							
の権限に属する事務	2 同芸第9条第1項 の規定こよる未熟児 の保護者が問及びそ の指導の実施			総合事務所 長				
	3 同法約9条第3項の規定にる計判 の規定にる計判 導を行う旨の通知			総合事務所長				
	4 同去第20条第11項 の規定による養育医 療の給付及の養育医 療に要する費用の支 給			総合 <b>事</b> 所 長				
	5 同去第20条第5項 の規定による養育医療を担当させる機関 の特定							
	6 同様20条第7項 において準用する児 郵配は第20条第8 項の規定による指定 養育因競機別が指定 の取消し							
	7 同法第20条第71項 において準用する児 郵配比第21条の3 第11項の規定による 診療な等の確宜及 び診療機器の額の決 定							
	8 同法第20条第7項 において準用する児 郵配法第21条の3 第4項の規定による 診療酬が支払ご関 する事が変託							
	9 同接公祭第7項 において準用する児 電配は第24条の4 第11項の規定による 指定第1三級機関の 管理者は対する報告 の要求及に3条続等 の検査							
	10 同法第20条第77項 において準用する児 難配法第21条の4 第27項が規定による 診療風が支払の一 時差止め							
	11 同芸学21条の4の 規定による養育医療 の給付に要する費用 の全部又は一部の徴 収			総合事務所 長				
九 鳥取県 小児慢性特定疾患治療 研事業医療 療給付措置	給情の措置に要す る費用を支払うべき			総合事務所 長				
	給情の措置に要す る費用を支払うべき			総合事務所 長				
	3 同規第4条第2 項の規定による所得			総合事務所長				

	査				
Ī	4 同規第5条第1 項の規定による支払				総合事務所長
	義緒及び支払額の 決定並びにその額を				
	支払うべき旨の命令		$\perp$		
	5 同規第5条第2 項が規定による負担 命令の内容の通知				長
	6 同規第6条第1 項の規定による支払 額の感験				総 <b>合事</b> 新 長
	7 同規則第6条第3 項が規定による負担 命令の変更又は取消 し及びその旨の番目 並のに連続等を行わ ない旨の番印				総合 <b>事</b> 所 長
二十 日本保 護去(昭和 23年 <del>古</del> 華第 156号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第5条第11項の規定による労組額節の実世指導を行う者が指定及び同条第21項が規定によるその指定を受ける助産師第43条額署の認				
	定 2 同法第39条第2項 の規定による翌舗 節の実性背軽行う 者が記述の取消し				
二十一 母体 保護措施子 令(昭和4 年政令第16 号)に基づ く知事の権 限こ属する 事務					
二十二 日体 保護 描述 規則 (昭和 27年 厚生省 令第2号 ) に基づく知 事の権限 に 属する事務	の規定による労縮				
十三 その他の事務	1 保育所運管調車 第12名は高水原育所 の長の建プは未設 置の認定が及り、可能会 与等と連携の加算費 の飛起(町村の区域 に所在する保育所に 係るものに限る。)				総合事分析 長
	2 無取無 都 金等交 ( 付 期 贈 4 条 は 現 京 4 条 は 現 京 4 条 は 現 京 4 条 は 見 京 4 条 は 見 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま				総合事務所長
略		1 1		1 1	
计一 略					
计一略					

く知事の権限に属する事務	った場所に立ち入る ことができる期間及 ひ区域の指定							
	2 同議8条第3項の規定はる狂犬病が養かれる犬にこいての届出があった場合の厚当労働大臣への発告及の構御票の事への運							
	3 同 <i>注</i> 第10条の規定 による狂犬病が発生 した旨の公示又は犬 に口輪をかけること 等の命令							
	4 同芸第3条の規定による犬の一世、検診の実施又ば部等予防当的の実施							
	5 同去第14条第1項 の規定による病性鑑 定のための犬等の死 体の解剖等の許可					総合 <b>事</b> 新 長		
	6 同芸部5条の規定 による犬又はその死 体の種類所の禁止又 は ・							
	7 同芸約6条の規定 による狂犬病こかかった犬の所在の場所 等の交通のしゃ断又 は制限							
	8 同去第17条の規定 による犬の集合施設 の禁止の命令							
	9 同法第18条第1項 の規定よる北留 命令が発せられてい るにかかわらずれい 留されていない状の 打留の実施					総合事务所		
	10 同法第18条の2第 1項の規定によるけ 1 留命令が発せられ ているにかかわらず けれ 留されていない 大の薬薬等							
	11 同規21条の規定による抑留所の設置							
計三 狂犬 病所則(知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知) (知)	1 同規第4条の規定における場合では、日本の対象の対象に対する。 (2) 「日本の対象の対象を対象の対象に対する。 (3) 「日本の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対							
厚脚加爱 護及び管理	1 同条列第1条第1 項の規定こよる野犬 等の以容の命令					総合事務所長		
に関する条例(平成3 年無収票条例第48号) に基づく知事の権限に 属する事務	2 同時期記念第1項(同等4項において準期する場合を含む。)の規矩による飼い田でができる同時収入的にはの事が関していない野が明していない野大等は系分と示					総 <b>含事</b> 外所 長		
	3 同条例第12条第3 項(同条第4項にお					総合事務所長		

	いて準用する場合を 含む。)の規定によ					
	る野犬等の処分 4 同条例第13条第1 項の規定による犬					総合事務所長
	ねこ等の譲渡 5 同条例第3条第2 項の規定による犬					総合事務所長
	ねご等の譲渡の申出 の受理 6 同条例第14条第1					総合事務所
	項の規定による野犬 等の薬袋処分の実施 及び住民への高知					長
	7 同条例第4条第3 項が規定による終処 分の実施これでの 一部村長に対する協 力の要請					長
	8 同条例第16条第3 項が規定による特定 動物が以容以よる処 分					総 <b>合事</b> 例 長
	9 同条例第17条第1 項の規定による事故 及びその後の措置に ついての届出の受理					長
	10 同条例第18条第1 項の規定による特定 動物の飼、由さ対す る措置命令					長
	11 同条例第8条第2 項の規定による犬の 飼、由さ対する措置 命令					長
	12 同条例第19条第1 項の規定による必要な報告の側以又は飼育施等への立入調査等					長
	13 同条例第20条第1 項の規定による動物 器質等異の設置					総合 <b>事</b> 係所 長
	14 同条列第20条第2 項の規定による動物 露欝が員の設置					総合事務所 長
五十五 鳥取 県旗がの管理 に関する規 則(平成4 年鳥取県規 則第13号) に基づく知 事の権限に 属する事務	犬ねこ等の返還申					総合事(新)
五十六 動物 の感襲なび 管理ご関す る法律(昭 和8年法律	護管理能 5個の策定					
第105号)	2 同様6条第3項 の規定よる動物優 護管野能監価の策					
	3 同法第11条第1項の規定による動物取扱業の登扱び同条第2項の規定による通知					総合事務が 長

4 同法第2条第1項の規定による動物取					総合事務所長
扱業の登録が相当及 び同条第2項が規定 による通知					
5 同法第13条第2項 において準用する同 法第11条の規定によ る動物取り登録 の更新等					長
6 同去第13条第2項 において準用する同 法第2条の規定によ る動物取業の登録 の更新の担否等					総 <del>合事</del> 新 長
7 同去第14条第3項において準用する同法第11条及以第12条の規定による動物取扱業等。事項改更の届出の受野な以受理の任用である。					総合 <b>野</b> 狩爪 長
8 同芸第15条の規定 による動物、吸業者 登議の規模提供					総合 <b>事</b> 新 長
9 同去第16条第1項 の規定による動物取 扱業者の廃業等の届 出の受理					総合事務所 長
10 同芸部7条の規定による動物取扱業の登録の抹肖					総合事務所 長
11 同法第19条第11項 の規定による制物取扱業の登録が取消し 又は籌第2項において 同条第2項において 準用する可法第2条 第2項の規定による 適知					総合事務所
12 同議23条第1項 及び第2項の規定に よる動物別業者に 対する循告					総 <del>合事</del> 務所 長
13 同様23条第3項 の規定よる推告に 従わなかった者に対 する計畫命令					総合事務所 長
14 同志第24条第1項 の規定よる動物取 扱業者でいする報告 の要求又は事業所そ の他への立入検査					総 <del>合事</del> 新 長
15 同接25条第1項 の規定はる生お環境を損なう事態を生 じさせている者に対する計画の進					総 <del>合事</del> 条所 長
16 同 <i>接</i> 25条第2項 の規定よる維持に 係み措置をとらなか った者で対する措置 命令					総合事新
17 同様25条第3項の規定による市町村					総合事務所長
18 同芸党6条第1項 の規定こよる特定動 物の創資保管の許可					総合事務所 長
19 同 <i>芸</i> 紀7条第2項 の規定による特定動		Ī			総合事務所長

	物の飼養栄養の許可に係る条件の付加					1		
	20 同法第28条第1項 の規定による特定動 物の創資保管の変更 の常何					総合事務所長		
	21 同議28条第3項 の規定よる統動 物の額務等にの 車数は事業の変更 の届出の受理					総 <b>合事</b> 例 長		
	22 同芸第29条の規定 による特定動物の飼 養保管1中の取消し					総合事務所 長		
	23 同様2条の規定による特定動が順義者は対する措置命令					総合事務所長		
	24 同法部3条第1項の規定よる法証動物原養者以対る報告の要求以ば表記詞養殖处の他への立入検査					長		
	25 同芸第5条第1項 の規定による犬又は ねこのろ取り及び引 取場所の指定					総 <b>合事</b> 係所 長		
	26 同法部条第3項の規定による神利 見づける犬以はね この3取りに関する協力要請					総 <b>合事</b> 係所 長		
	27 同法第3条第4項 の規定による動物の 鑑修を目的とする団体等への犬以よねこの引取りの番託							
	28 同芸第36条第1項 の規定による所有者 不明の負疑が等の 発見の連続の受理					総合事務所 長		
	29 同議36条第2項 の規定よる負標加 物等のV容					総合事務所 長		
	30 同去第37条第2項 の規定による犬又は ねこのろ取りに際し その所有者に対して 行う鬱郁丸しのため の指導及別信					総 <b>合事</b> 孫所 長		
	31 同芸第38条第1項の規定による動物愛 護能性員の委嘱							
の登覧なび管理に関する法律施行	1 同令第2条第3項の規定はる動物収扱業務業計論で対する必要は書類の提出の要求					総合事務所 長		
令第1号)	2 同令第2条第5項 の規定よる動物取 扱業登議証の交付					総合事務所 長		
,, 374//	3 同令第2条第6項 の規定による動物取 扱業登議1の再交付					総合事務所 長		
	4 同令第2条第8項 の規定による動物取 扱業登議正の亡失の 届出の受理					総合事務所 長		
	5 同令第2条第9項					総合事務所		

の規定による動物用 扱業含素正の経内の 受理	長	
6 同令第4条第3項 の規定による動物則 扱業監索の更新規則 前の登録の更新	総合野新	
7 同令第5条第6項 の規定による動物取 扱業登録の変更の届 出をした者に対する	総合事所長	
必要は書類の提出の 要求 8 同令第10条第1項 の規定による動物の 扱責任者所約の開催	総合事材所長	
の適日 9 同令第0宗第33 ただし書か規元による他の脳前号等3 が開催する跡が開始		
責任者所移分指定 10 同令第15条第313 の規定による特定動物機能可申請者で対する必要な書類が提出の要求	総合事務所長	
11 同令第15余第51章 の規定による特定事物通常発露中島100交付	総合事例所長	
12 同令第15条第61項 の規定による特定動 物・複数容器中点の 再交付	総合事務所長	
13 同令第15条第8項 本文の規定による特定連携的實際語句。 証例立失の届出の受理	総合事所長	
14 同令第15条第9項の規定による特定制物・機関発電中原的 返済の労里	総合事所長	
15 同令第16祭第1亿 規定による特更が 時勤祭篇の廃止の届 出の受理	総合事例行長	
16 同令第17条第1号 ロださし書及がいた だし書の規定しよる 特定事が開発解除 設の事準的らの徐約 の認定	総 <b>全事</b> 所 長	
17 同令第18条第3月 の規定による特定 物・職務第0変更終 可用前間は対する必 要な書類の提出の要求	総 <b>全事</b> 所 長	
来 18 同令第20余の規定 により環境大臣が定 める措置等の届出の 受事等	総合事務所長	
i		略
略		住略
た 鳥取県営 略 住宅の設置		政六 無限農 略 策 住宅の設置
及び管理こ 関する条例		課及の管理に関する条例

(明明等)に関連等)に関連等)に関連等)に関連等)に関連等)に関連等)に関連するでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		(地別等) 基本のするには、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	
七住及財産の関係を表現では、一世の関係のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の		七 住及財が行政の関係を対して、	略
略 二十四 建第	3 同議8条の2の 規記よる連発士の 死亡等の届出の受理	略 二十四 建築 士法(昭和- 25年 3 年第 202号)に 基づく知事 の権限 3 月	3 同議8条の2の 規定による選挙士の <u> </u>
する事务		する事務	4 略 5 同法等9条第21項 が規定による2級建 築土及び木営郵発士 の免許の取消しの公 告
	<u>5</u> 略		6 略 7 同法第0条第51頁 の規定による2級建 築士及び於國難第七 の形法、業務勢しか 命令又は発管の取消 しの公告
	6 同法第0条の20第 11項の規定による指 定強機関の指定 7 同法第10条の20第		

2120-by 1-100-
3項において準用する同法第0条の6第 2項の規定による指 定登機関か名称等 の変更の届出の受理
8 同接乳の条の20第 3項において準用する同接卵の条の7第 1項の規定による指 定器機関の役員の 選工等の認可
9 同去網0条の20第 31項よれ1で準用する同去網0条の7第 2項の規定による指 定警署機関の役員の 解五命令
10 同去網の条の20第 3項において準用する同去網0条の9第 1項の規定による登 録事接乗の策定又 は変更の認可
11 同志第10条の20第 31項において準用す る同志第10条の9第 31項が規定による登 録酬等規定の変更の 命令
12 同志第10条の20第 3項において準用する同志第10条の10第 11項の規定による事業に関係の作成又は 変更の認可
13 同法約10条の20第 31項ごお、1で準用する同法約10条の10第 21項の規定による事業提出書等の受理
14 同去第10条の20第 3項において準用する同去第10条の12の 規定による指定登録 機関に対する監督命令
15 同去第10条の20第 3項こむ。1で準用する同去第10条の13第 1項の規定による報告の徴収等
16 同去第10条の20第 3項こお、1で専用する同去第10条の14の 規定による指定警線 機関立対する必要な 措置の東施等
17 同去第10条の20第 3項よお、1で準用す る同去第10条の15第 1項の規定による2 級連縦上等登舞等 の材発上の影中」
18 同去第10条の20第 3項これ、「で準用する同去第10条の16第 1項以よ第2項の規 定こよる指定整数機 関の指定の取消し等
19 同去第10条の20第 3項において準用す る同去第0条の17第 21頁第3号の規定に よる2級 <del>2年上等</del> 管

10 略					<u>8</u> 略			
<u>1</u> 略					9 略			
同法第3条の2第 3項の規定による処 を受けた者ごさす 3受験の禁止								
3 略	ı	, l			<u>10</u> 略			
4 同送第15条の6第 1項の規定による指 定域機関の指定					11 同送部5条の6 規定による指定試 機関の指定			
5 同法第5条の6第 3項これ、1で準用する同法第0条の6第 2項の規定による指 遠連機関の名称等 の変更の届出の受理								
6 同法第15条の6第 3項これ、1で準用する同法第10条の7第 1項の規定による指 定連機関の役員の 選出等の認可								
7 同去第15条の6第 3項こお、1で準用する同去第10条の7第 2項の規定による指 定達機機関の投員の 解五命令								
8 同去第5条の6第 3項こお、てで専用する同去第0条の9第 1項の規定による試験事務所呈の策定又 は変更の認可								
9 同技第15条の6第 3項こよ、1で準用する同技第10条の9第 3項の規定による登 3種が決勝到の変更 の命令								
の 同法第15条の6第 3項これ、1で準用する同法第10条の10第 1項の規定による事 業値等の作成又は 変更の認可								
新 同接的条の6第 3項において準用する同法的0条の10第 2項の規定による事 業院書等の受理								
2 同法第15条の6第 3項にお、1で準用する同法第10条の12の 規定による指注環境 機関に対する監督命令								
3 同議5条の6第 3項において準用する同法第0条の13第 1項の規定による報告の徴収等								
4 同芸第15条の6第 3項において準用する同芸第10条の15第 1項の規定による2 級連発士等:連続事務 の休廃上の部可								

36 同法第15条の6第 31項にお「で集押する同法第0条の6第 31項によび第2項が規 定による第3項が表別で第2項が規 同による12年のが規 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号を対 21項第3号の3第 31項が表別が表別の3第 31項が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が	総合野所 長 総合野所	12 同規約3条の3の 規定による連続士事 務所の強制では 13 同規約3条の4第 11項以第2項の規 定による連続士事務 所の強制の相互
	総合事務所 長 総合事務所 長	14. 略
44 略		
<u>45</u> 略		
46 同様記念の3第 11項が起これる指 定事を所登業類の指定 47 同様記念の3第 3項はれて準用する同様記念の6第 21項が起これる指 定事を所登業類別の 名称等の変更の届出 の受理		
48 同共党26条の3第 3項ごは、17準用す る同共約0条の7第 11項が規定による指 定事等所容誘機関か 役員の選工等の認可		
49 同共26条の3第		